

# 和宮降嫁と文久の修陵

——文久二年七月二十三日の勅使大原重徳と慶喜・慶永の会談——

外池昇

はじめに

一 和宮降嫁と山陵

二 重徳・慶喜・慶永の会談にみる山陵

三 重徳・慶喜・慶永の会談と文久の修陵

おわりに

註

## はじめに

文久二年閏八月八日に宇都宮藩主戸田忠恕によって幕府に提出された「山陵修補の建白」は、いわゆる文久の修陵の端緒としてよく知られている。その内容は宇都宮藩が歴代の天皇陵の修補を手がけることの許可を幕府に求めるものであるが、錯綜を極めた幕末期の政治情勢の中で、なぜ宇都宮藩が山陵修補事業に着手しようとしたかについては、従前よりいくつか説がある。

それを単に、間瀬和三郎（後の戸田忠至）・縣信緝ら宇都宮藩士

の尊王心の発露に求める事は、少なくとも歴史的な事実を求める見地からは疑問とせざるを得ない。そもそも、宇都宮藩の中で誰が一番はじめに山陵修補事業を手掛けることを主張したのかについての言説にも、関係者の間で大きな食い違いがみられるのである。<sup>(1)</sup>

そのような中で大平聡著「公武合体運動と文久の修陵」(『考古学研究』第三十一巻第二号、一九八四年九月)は、「山陵修補の建白」に至るまでの政治過程を、尊王攘夷思想の展開といった見地や、宇都宮藩筆頭家老間瀬和三郎・同藩士縣信緝、勅使として江戸に赴いた大原重徳、そしてその護衛の任に当たった島津久光や薩摩藩士らの関わり合いといった政治局面に注目しながら詳細な検討に加えている。

この問題について拙著『天皇陵の近代史』(二〇〇〇年、吉川弘文館歴史文化ライブラリー)は、大平論文の成果にも拠りつつ文久二年七月二十三日の勅使大原重徳と将軍後見職一橋慶喜・政事総裁職松平慶永の会談を取り上げ、そこで江戸城大奥での和宮の待遇改

善の要求と並んで、「山陵御修覆御代拜等の儀」についても重徳の話が及んだことに注目した。これに対する慶喜等の返答は「これは至当の御沙汰に付き、早速御取調これあるべし」というものであったが、拙著ではこの点について、「従来このことは、文久の修陵の研究ではふれられてはこなかったものの、『修陵の建白』直前の陵墓をめぐる動向として大いに注目してしかるべきである」と述べるにとどまり、詳細な分析を試みるまでには至らなかった。

本稿では、すでに大平論文が着目し、拙著でもその重要性を指摘した宇都宮藩士と重徳や薩摩藩との関係や、文久二年七月二十三日の重徳・慶喜・慶永の会談、さらにはこれまで見過ごされてきた和宮降嫁との関係についても論及し、新たな視点から「山陵修補の建白」直前の政治情勢について考察を加える事にしたい。

## 一 和宮降嫁と山陵

幕末期における顕著な政治的動向のひとつに、和宮降嫁がある。これはしばしば公武合体の象徴的な事柄とされ、また和宮は、すでに決まっていた婚約の意に沿わない形で破棄を余儀なくされ、政略結婚の道具として皇族の身分を離れ、第十四代將軍徳川家茂に嫁するために未知の江戸に向かった悲劇の女性としてよく知られている。

しかしその和宮降嫁をめぐる朝幕間の駆け引きの過程で、山陵が重要な懸案となったことは、これまであまり指摘されてこなかった。以下このような視点から、『孝明天皇紀』、『岩倉公実記』、また、武部敏夫著『和宮』（昭和四十年、吉川弘文館人物叢書）に拠

りつつ、和宮降嫁の一連の過程において山陵が占めた位置についてみることにしたい。

和宮は万延元年八月十六日に家茂との結婚を内諾したが、それにあたって五ヶ条の希望を述べた。『孝明天皇紀』第三（昭和四十二年、平安神宮）の引く「忠能卿手録」同日条には次のようにある。

和宮ヨリ被進即日殿下へ以御書被遣候由如左

一 明後年先帝様御十七回忌御廟参すませられ候後御下向相成候事、並先帝様御年回度毎に御上御機嫌御伺御廟参旁御上洛相成候様の事

一 御本人様御始御目通へ出候者万事御所風の事

一 御居なしみあらせられ候まで女中衆の内一人御拝借遊し度事

並三仲間の内三人付られ度事、但御付切御六か敷あらせられ候

へは交代の事

一 御用の節には橋本宰相中将下向の事

一 又御用の節には上ろう御年寄の内御使として上京の事

右何れも出来候様御願あそはし度思召候

本稿の関心からすると、この中で最も重要なものは(1)である。「先帝様」というのは和宮の父仁孝天皇で、弘化三年正月二十六日に崩じている。つまり、父である仁孝天皇の十七回忌が二年後に執り行なわれることになるので、家茂との結婚のための江戸下向はその十七回忌にあたっての「御廟参」、つまり仁孝天皇陵への参拝が済んだからのこととしたく、その後も年回忌の度に兄孝明天皇の御機嫌伺いや父仁孝天皇陵への「御廟参」かたがた上洛することにした、というのである。

仁孝天皇の年回忌は、弘化三年正月の崩後、同年三月六日に初七日法会、同年五月十七日に第百回聖忌、弘化四年二月六日に一周聖忌、嘉永元年二月二日に三回聖忌、嘉永五年二月二日に七回聖忌、安政五年二月二日に十三回聖忌が修されている。<sup>(4)</sup>ここで、これらの法会・聖忌に和宮がどのように関わっていたのかを詳らかにすることはできないが、万延元年の段階における和宮降嫁をめぐる朝幕間の動向の中で、父仁孝天皇の年回忌への参加と、同陵への参拝が重要な懸案となっていたことがここに明らかである。

しかし現実には、この和宮の要望は容れられることはなかった。和宮はこの五ヶ条の内一ヶ条でも叶わなければ家茂との結婚の内諾を取り消すつもりであったが、幕府は同年九月五日に上った奉答で、和宮の江戸下向を二年後の仁孝天皇十七回忌の後とすることを拒絶した。当然和宮もこれを認める筈もなく、孝明天皇は下向の期日についての折衷案として、当時二歳の孝明天皇皇女寿万宮の江戸下向も京都所司代酒井忠義に提案したが、同年十月五日には和宮も翌年春の下向を承諾するに至ったのである。<sup>(5)</sup>なおこの時点では、仁孝天皇十七回忌のための和宮の上洛は幕府の認める所であった。

ところがその後和宮下向は延引を余儀なくされ、文久元年七月になって幕府は同年九月十月の下向を申し出た。しかし和宮はその頃の下向ではもともと下向の条件であった文久二年二月の仁孝天皇十七回忌にあわせての上洛が叶わなくなるのではないかとの懸念をもち、十七回忌の後の下向を主張し孝明天皇もこれに理解を示した。しかし幕府の態度は固く、同年十月二十日には和宮は江戸へ向けて京を発つことになったのである。<sup>(6)</sup>

その三日前の十月十七日に、孝明天皇は和宮に従って下向する千種有文・岩倉具視に老中に宛てた勅語を託したことが、『岩倉公実記』に「具視告暇参朝宸翰拜受ノ事」として載せられている。次の通りである。

先朝ノ皇胤ハ朕ト敏宮・和宮ノ三人アルノミ、朕ハ一人ノ皇妹ヲ庇蔭スルコト能ハス、降シテ武將ノ婦ト為シ、先朝山陵所在ノ土地ヲ離レテ遠ク東海ノ濱ニ居住セシメ、常ニ兄妹ト相見ルコトヲ得サラシムルハ、骨肉ノ情ニ於テ忍ヒサル所ナリ、然レトモ朕ハ骨肉ノ愛情ヲ以テ国家ヲ棄ツルコト能ハス、已ムヲ得スシテ関東ノ請願ヲ許容セント欲シ、親ク大樹ニ降嫁ノコトヲ和宮ニ諭シタルニ、和宮ハ之ヲ辞スルニ、妾ハ先朝以遺腹ノ女ニシテ、一回モ先朝ノ天顔ヲ拝スルコトヲ得サリシハ終身ノ遺憾ナリ、因テ黒御所ニ入り髪ヲ剃リ歳時山陵ニ謁シ香花ヲ奉シテ、以テ追孝ノ念ヲ申ヘンコトヲ願フノミ、関東ノ請願ノ如キハ之ヲ卻ケンコトヲ請フトノ旨ヲ以テス、朕再三親諭スルニ及ンテ、和宮ハ一女子ノ身ヲ以テ国難ヲ匡済スルノ用ニ供スルコトヲ得ハ、水火ノ中ニ投スルモ辞セスト上答シテ之ヲ承諾セリ、朕益ス其哀情ヲ憐ミ山河万里ヲ隔絶スト雖、朕ハ和宮カ杖ト為リ之ヲ扶ク可シト誓約ス、和宮大ニ之ヲ悦ヘリ、今ヤ上途シ將サニ関東ニ行カントス、朕之ヲ念ヘハ離別ノ情ニ堪ハサルナリ、卿等扈從シテ関東ニ到着セハ、和宮カ曾テ内願ノ事件ハ奉承実行センコトヲ猶老中ニ面諭スヘシト<sup>(7)</sup>（傍点引用者）

ここには、孝明天皇の和宮降嫁に対する考え方が極めて明瞭に示されている。その中から、山陵に関する部分に注目しつつ大意をつ

かみ直してみると、先帝仁孝天皇の血を承けた者は本来山陵所在地を離れるべきではなく、自らの誕生に先だつて父帝仁孝天皇が崩じた和宮は、尼寺に入り時宜に違わず山陵を拝し香花を献ずることをひたすら願っている、というのである。

もつともこのような山陵に対する認識が、当時の朝廷において一般的なものであったとばかりみるのは早計であろう。この勅語は、和宮降嫁に際して孝明天皇から幕府に向けられた強烈なアピールなのである。相手にわかりやすい言葉と論理を駆使して、最大限の効果をねらったものとみなくてはならない。しかしそうであるからこそ、山陵という文言が、朝廷と幕府の双方にとつての懸案事項として如何に有効であったかがよく窺えるのである。

十月二十日に京を発つた和宮とその一行は、中山道を経て十一月十五日に江戸に到着したが、当初約束されていた仁孝天皇十七回忌に際しての上洛は、態度を翻した幕府によって、道中筋の困窮・難渋を表向きの理由に実現されなかった。この時には、この代案として二年後の文久三年十月の仁孝天皇女御禊子新朔平門院の十七回忌法会に際しての上洛が約されたのではあるが、しかしこれもまた果されることはなかった。<sup>(8)</sup>

このように和宮効果をめぐる過程にあつて、山陵は重要な朝幕間の駆け引きの材料として有効であった。次章でみるように、文久二年に勅使大原重徳が江戸に下向した際に、幕府に対する要求として、江戸城大奥における和宮の待遇の問題と並んで山陵をめぐる事柄が挙げられても、それは極めて当然なことであつた。

## 二 重徳・慶喜・慶永の会談にみる山陵

文久二年五月に孝明天皇の勅使として江戸に下つた大原重徳は、同年七月二十三日に將軍後見職一橋慶喜と政事總裁職松平慶永を伝奏屋敷に召見し、幕政に対するさまざまな要求について論じた。この会談については、後に引く史料から会談の内容が詳細に知られる。ここでは江戸城大奥における和宮の待遇の問題や山陵をめぐる事柄も取り上げられていて、本稿の視点から極めて重要である。

ここで文久二年七月二十三日の重徳・慶喜・慶永との会談の内容を『枢密備忘』（『大日本維新史料稿本』（東京大学史料編纂所蔵）同日条所載）からみると、次の通りである。

### 史料一『枢密備忘』

○於御馳走所御談之左之通

一酒若州（酒井忠義）京地滞在人氣不穩二付京都二可罷在歟との

事二付、是ハ早速引払候様御取計御受合之由

一松伯州（松平宗秀）所司代之事不応人心之事

是ハ先年之義二有之候得共相応之人物二付御趣意心得候ハ、可然との見込候得共人心二不応沙汰も有之候付追々御勘考之次第

も被為在段御答

一松豆州（松平信古）不応人望との事二付、何故と御尋之処、問

部総州（間部詮勝）の子なる由被申二付、夫丈ヶ之事二而ハ承

知難致と御答之由

一(4) 和宮様御守殿御取扱之義被申候付、橋公（一橋慶喜）も御守殿

二而ハ御夫婦之間却而御疎々敷被為成候御趣意申立、御手元御

- 不自由等無之様にト公も御請合之由
- 一(5) 一敏宮様(仁孝天皇皇女淑子内親王) 御流浪之御躰之由御咄二付、是ハ御取調ラへ之上何とか可被成追々御糺被成由
- 一(7)一(6) 皇子皇女御有様之事も御談有之候
- 一(7) 山陵御取建御代拜等之義御談二付、是ハ御尤至極いつれ御取調之上と御答之由
- 一(8) 田安様(田安慶頼)と九条殿(九条尚忠)へ御文通
- 和宮様橋本殿へ御逢二而之御口上橋本殿と関白殿(近衛忠)へ申上候を田安公御文段相違之義久世(久世広周)之謀計なるへきとの事之由、御文通御借受御帰候由
- 一(9) 京都窮民御救恤之事御談二付、是も篤御取調之上御取計可被成と御答之由
- 一(10) 大赦之事被申出二付、是ハ已ニ被仰出ニ相成段御答候処、何故表向ニ不相成哉と被申候付、役々へ被仰出御取調ニ相成事之由御談之由
- 一(11) 御両公(一橋慶喜・松平慶永)御大任被仰蒙已来政迹之見るへきなきハ閣老へ御勘酌にてハ無之哉如何と被伺候付、天下之義不容易専ら御尽力ハ有之閣老へ御勘酌等ハ聊無之趣御答之由、二百年之弊政を改諸侯之困弊を救ひ万民を安んじ海軍を被興候事杯御物語候処、海軍とハ何事なるやと不審二付夫々御申説ニ相成由
- また、この会談の様子は『再夢紀事』文久二年七月二十三日条(『大日本維新史料稿本』同日条所載)にも載せられている。次の通りである。

## 史料II『再夢紀事』

○同<sup>七</sup>月廿三日御登城有之、午後橋公同道ニ而御馳走所へ御行向ひ大原殿と御対談之御ヶ条概略、一酒井若州所司代罷免後今以滞京ニ付人氣不穩二付在京無之様との御談二付、早速引払候様可被成と御引受之由、一伯州の所司代ハ人心ニ不応との御談二付、是ハ先年之一条ハ有之候得共相応之人物ニ候得者御趣意さへ心得候へハ勤兼申間敷との御見込ニ候得共人心ニ不応と有之候而ハ無扨次第二付猶御勘考可有之と御答之由、一大坂御城代伯州の後役松平伊豆守ハ不適人望との事二付、何故と御尋之処間部総州の二男なる由を被申二付、夫式の故障にてハ難及御談と御答之由、一和宮様御守殿御造宮相成候様御談二付、橋公と御守殿と相成候得者御夫婦の御間柄御疎々敷為成間言も行はれ易ク相成不可然御手元御不自由等之義ハ如何様にも無御差支御取計可被成と両公御引受の由、一敏宮様当時御方も御分量金も無之御流浪の御風情の由御咄二付、御取調の上何とか可被成進と御答之由、一皇子皇女御有付キの義御談有之由、一山陵御修覆御代拜等之儀御談二付、是ハ至当之御沙汰ニ付早速御取調可有之と御答の由、一和宮様御上京之儀田安殿と関白殿へ御文通之御文段と和宮様橋本殿へ御逢二而之御口上橋本殿と関白殿へ申上候趣意相違之儀者久世の謀計なるへきとの不審有之由、一京都市中窮民御撫恤之義御談二付、此義者篤と御取調ラへ御取計ひ可被成と御答之由、一大赦之儀被申出二付、是ハ已ニ被仰出ニ相成段御答之由、何故世上へ御発表無之哉との事二付、先ツ其役筋へ被仰出取調出来の上表向ニ相成候義と御答之由、一当公御大任被仰蒙已来御政跡の見るへきなきハ如

何閣老へ御斟酌にて思召通り難被行にハ無之哉との不審二付、天下の大なる折角御尽力ハ有之候得共不容易閣老へ之御斟酌等ハ聊不被為在専ら御示談の旨御答にて二百年來の弊政を革め諸侯の困弊を救ひ万民を安んし武備を蔽にし海軍を興され候事杯御物語の所、海軍とハ何事なりやと不審二付、夫々御申説きにて感服有之由

史料Ⅰ『枢密備忘』と史料Ⅱ『再夢紀事』は、両者の間で互いに齟齬を生じることもなく、重徳・慶喜・慶永の会談の内容よく記すものである。これらの史料の相互関係をここで指摘することができないのは残念であるが、この史料Ⅰ『枢密備忘』と史料Ⅱ『再夢紀事』を共に重徳・慶喜・慶永の会談の内容を詳細に伝える史料として捉え、以下検討を加えることにしたい。

この史料Ⅰ『枢密備忘』と史料Ⅱ『再夢紀事』によって、重徳と慶喜・慶永との会談の内容の内、重徳の側で述べたことの概略は、およそ左のようにまとめられよう。

- a すでに京都所司代を免ぜられている酒井忠義が、未だに京に滞在していることについての不満。(史料Ⅰ(1)・資料Ⅱ(1))
- b 京都所司代松平宗秀に対する不満。(史料Ⅰ(2)・資料Ⅱ(2))
- c 大坂城代松平信古に対する不満。(史料Ⅰ(3)・資料Ⅱ(3))
- d 江戸城大奥における和宮の居所の造営についての質問。(史料Ⅰ(4)・資料Ⅱ(4))
- e 和宮の姉にあたる仁孝天皇皇女淑子内親王(敏宮)の処遇についての話題。(史料Ⅰ(5)・資料Ⅱ(5))
- f 皇子・皇女の様子についての話題。(史料Ⅰ(6)・資料Ⅱ(6))

g 山陵の御取建・御修覆、また御代拝についての話題。(史料Ⅰ(7)・資料Ⅱ(7))

h 和宮の上京についての文書のやりとりに行き違いがあったのは、老中久世広周の策謀によるものではないかという不審。(史料Ⅰ(8)・資料Ⅱ(8))

i 京都市中の窮民の救恤についての話題。(史料Ⅰ(9)・資料Ⅱ(9))

j すでに実行することが決まっている大赦が発表されないことについての質問。(史料Ⅰ(10)・資料Ⅱ(10))

k 一橋慶喜が將軍後見職に、松平慶永が政事總裁職に就任しても、政治に変化がないことへの不満。また、海軍についての話題。(史料Ⅰ(11)・資料Ⅱ(11))

そして、このa～kの項目をさらに大きく分類し直すと、本稿の視点から最も注目される、g 山陵の御取建・御修覆、また御代拝についての話題を除けば、次のように分けることが出来るであろう。

- A 幕府側の人事に関する件(a・b・c・k)
- B 和宮に関する件(d・h)
- C 皇族に関する件(e・f)
- D 世情に関する件(i・j)

それでは、g 山陵の御取建・御修覆、また御代拝についての話題は、このA～Dの分類とは別に項目を立てて考えられるべき性格のものなのであるか。それとも、この内のいずれかに含めて考えることができるのであろうか。

重徳・慶喜・慶永の会談で取り上げられた、このg 山陵の御取建・御修覆、また御代拝についての話題が、どのような内容を孕ん

だものであったのか、本稿でこれまで論じてきた事柄を踏まえて、ここで検討することにした。

ここでは、g 山陵の御取建・御修覆、また御代拝についての話題とまとめたものの、史料にある文言に即して正確に述べれば、史料 I 『枢密備忘』では「山陵御取建御代拝等之義」（傍点引用者）、史料 II 『再夢紀事』では「山陵御修覆御代拝等之儀」（傍点引用者）である。他の箇所では会談の内容を伝えるにあたって大きな齟齬をみせなかった史料 I 『枢密備忘』と史料 II 『再夢紀事』ではあったが、この部分に関しては文言の食い違いが露わである。「御取建」（史料 I 『枢密備忘』）と「御修覆」（史料 II 『再夢紀事』）では、言葉の示す意味は当然異なる。「取建」といえば新たに山陵を造営すること、「修覆」といえば既にある山陵に手を加えることに他ならない。

とはいえこの両者は、いずれも「御代拝」と組み合わせられていることは共通している。「御取建」（史料 I 『枢密備忘』）なり（史料 II 『再夢紀事』）なりの文言の違いに眼を向ける前に、まずこの「御代拝」について注目することにした。

和宮降嫁をめぐる朝幕間の駆け引きの中で、父仁孝天皇の年回忌に際しての和宮の上洛、また同陵への参拝が重要な懸案となっていたことは、すでに前章でみた通りである。しかもこの重徳・慶喜・慶永の会談が行なわれた文久二年七月の段階にあつては、先にも述べたように、前年文久元年十一月の江戸下向以前には約束されていた文久二年二月の仁孝天皇十七回忌に際しての上洛が反故にされ、そのかわりに文久三年十月の仁孝天皇女御祺子新朔平門院十七回忌

に際しての上洛が約束されていたのである。

そして史料 I 『枢密備忘』・史料 II 『再夢紀事』ともに「御代拝」（傍点引用者）という以上、皇族か高位の貴族による「御代拝」と解さざるを得ない。しかし右のような和宮降嫁をめぐる事情を考慮してみれば、これは和宮の「御代拝」とみるのが妥当であろう。では具体的にはどのような「御代拝」なのであろうか。仁孝天皇十七回忌はもうすでにこの年の二月に終わっている。慶喜・慶永が「是ハ御尤至極いつれ御取調之上と御答」（史料 I 『枢密備忘』）、「是ハ至当之御沙汰ニ付早速御取調可有之と御答」（史料 II 『再夢紀事』）と、重徳の言を即座に肯定していることからわかるように、重徳・慶喜・慶永の間では「御代拝」の内容は敢えて確認する必要もない程明白なものであったのである。それにしても、今日これらの史料からみる限り、この「御代拝」がいかなるものであったのか、判然としないといわざるを得ない。

次は「山陵御取建」（史料 I 『枢密備忘』）なり「山陵御修覆」（史料 II 『再夢紀事』）なりである。これらを文字通りにみれば、重徳と慶喜・慶永との会談の直後にはじめられた、文久の修陵を思い浮かべてしまいがちである。しかし右にみたような観点からすれば、この「山陵御取建」なり「山陵御修覆」なりを、直ちに文久の修陵と結びつけ考えてしてしまうのは早計といわざるを得ない。この段階での「山陵御取建」なり「山陵御修覆」なりは、右にみた後段の「御代拝」と同様、やはり和宮の父仁孝天皇の陵についての事柄とみるのが、前後の文脈に沿ってみた時最も自然である。これが、勅使の発した將軍後見職・政治総裁職に対する言であつてみれ

ばなおさらである。

とはいえ、仁孝天皇の崩御は弘化三年正月二十六日である。この重徳と慶喜・慶永との会談までには実に十六年以上が経過している。もちろん泉涌寺の仁孝天皇陵もとうの昔に完成しており、その上で重徳が「山陵御取建」なり「山陵御修覆」なりというのは、この「山陵」を仁孝天皇陵とみる限り、解しかねる所である。

そうしてみると、確かに「山陵御取建御代拜」（史料Ⅰ『枢密備忘』）にしても「山陵御修覆御代拜」（史料Ⅱ『再夢紀事』）にしても、全体として和宮降嫁一件との関連で捉えることはできても、その文言の具体的な内容に立ち入って仔細に検討してみると、必ずしも和宮降嫁との関連だけで解釈できる訳ではないということがわかる。この点に、文久二年七月二十三日の重徳と慶喜・慶永との会談を文久の修陵と結びつけて考える余地は、確かに存在するのである。

### 三 重徳・慶喜・慶永の会談と文久の修陵

文久二年七月二十三日の重徳・慶喜・慶永の会談を文久の修陵と結びつける考え方は、すでにはじめにで指摘した大平論文が提示している所である。ここで改めて大平論文を取り上げて、本稿ですでに論じた事柄とあわせて、重徳・慶喜・慶永の会談と宇都宮藩による「山陵修補の建白」との関連性が見出される余地について考えることにしたい。

大平論文は、宇都宮藩が文久の修陵を手掛けるにあたって重要な役割を果たした宇都宮藩士縣信緝の日記から、七月二十三日の重徳・

慶喜・慶永の会談前後における、伝奏屋敷、また宇都宮藩・薩摩藩・会津藩等の動向を詳細に分析している。

この点について大平論文は、縣信緝が勅使大原重徳へ積極的な働きかけを行なっていたことを具体的に明らかにしている。それによると縣信緝は、六月十四日・二十日・二十一日・二十二日、七月朔日・三日に薩摩藩邸に赴き、この内七月三日を除いては同藩の堀小太郎と面会し、同じく七月三日の夕七ツ頃には伝奏屋敷に行き重徳に拜謁し帰宅は夜三更に及んでおり、同月十七日にも大原公館に行っている。七月二十三日の重徳・慶喜・慶永の会談の後も、八月十一日には薩摩藩邸に行き、同月十九日には伝奏邸に行き重徳に白浮織一疋を贈るなどしているのである。ここに、縣信緝による勅使大原重徳、薩摩藩、さらには薩摩藩士堀小太郎への積極的な働きかけが明らかである。

このことについて大平論文は「朝廷への修陵申請と解してよい」とし、さらに「幕府に（註、修陵事業を）建議する前に、県（註、縣信緝）は幕府に対する指導性を發揮する勅使（註、大原重徳）に接近し、その許可を取り付け、これを圧力に幕府に許可を迫る作戦に出たものである。この申し出は朝廷の要求とも一致するものであったから、内諾を得ることに成功したであろう」と述べている。<sup>(10)</sup> たしかに江戸滞在中の重徳をめぐる動向は複雑で、この間に文久の修陵の発端となった閏八月八日の「山陵修補の建白」の下地となるようなものが形成された可能性は充分あり得るのである。

その中でも大平論文が特に注目したのが右にみた薩摩藩士堀小太郎の動向である。同論文は、縣信緝の日記から宇都宮藩士縣信緝と



の面会の詳細に注目した。ここでは、この堀小太郎について『大日本維新史料稿本』文久二年七月二十三日条に収められた諸史料からみて、堀小太郎の人物像についてなお迫ることにしたい。

(1) 文久二年七月十四日「島津久光と相談につき大原重徳書翰」(大原重徳↓島津久光)より

近日一(一橋慶喜)越(松平慶永)面会イタシ度事承知ニテ、御馳走所エ被来候、愈十七日之積リニ候、猶明十五日ニ高家へ可相達候刻限ノ如何可申入候、貴兄(島津久光)モ御面会之事尤所望ニ候、其前ニ御相談申度存候(略)其時可申談次第御出ノ砌ニ御嘶シ申候テ宜事ニハ候ヘトモ、餘リ速急ノ事故一寸書取御相談申入候、御考可給候、例之御下札ニテ御答可給哉、種々思案イタシ先此辺之事ニ候、且小太郎存意モ承リ一寸書取セ候ニ朱カキ掛御目候

(2) 『鈴木大日記』文久二年七月十七日条

一大原様今日一橋邸へ御来駕有之、越老候ニも一郎へ御出ニ相成候

(3) 一堀小次郎狼狽云々之事

『枢密備忘』文久二年七月二十日条

(4) 一堀小太郎罷出因循之事激励

『再夢紀事』文久二年七月二十日条

此日薩の堀小太郎参邸、幕府の因循不振を痛論して激励切を極めたり

(5) 『市来四郎談話筆記』(『中山中左衛門事蹟』卷二所載)

(七月二十三日) 大原卿ト久光公ハ、京都御立チ為サルマデハ、

御面会ナシデ、桑名駅デ始メテ御面会ニナツタサウデス、其間ハ御親父サン、小松(帯刀)(利通)・大久保(小太郎)・堀ノ四人デ奔走周旋サレタサウデス、(略)(重徳・慶喜・慶永の着座に久光も呼び入れられ、さらに久光の家来も招じ入れられるに及んで)小松・中山・大久保・堀ノ四人乍ラ呼び出サレタ、(略)其処デ一橋公ガ小松ナドニ向ツテ国事論ガ始マツタ、其時小松ハ措ヒテ、中山・堀ノ二人ガ末席カラ意見ヲ述べタ、随分幕府ノ弊政ヲ攻撃シタ

ここに堀小太郎の政治的立場が明らかである。(1)にみられるように、勅使大原重徳と久光との間をよく取り持ち、(2)にみられるように、重徳が一橋邸に赴いたその日に「狼狽」し、(3)・(4)にみられるように、幕府の「因循」を激しく説き、さらに(5)にみられるように、たとえ慶喜・慶永の面前であっても忌憚なく幕政を批判する。そのような堀小太郎が、宇都宮藩士縣信緝と頻りに接触していることは、大平論文が述べる通りである。

大平論文は縣信緝について、信緝宇都宮藩内に大きな影響力を有していた尊王攘夷論者大橋訥庵の教えを受けており、文久二年正月に訥庵が幕吏に捕らえられると、信緝も家禄を没収され、以降、山陵修補事業に奔走するにいたる、という。<sup>(11)</sup>

この間の経緯については、信緝自らの回想によってひもとくことができる。拙稿「文久の修陵の発端をめぐる言説について」<sup>(12)</sup>は、『縣信緝手記』(『栃木県史料編・近世七』、昭和五十三年、栃木県)を引いて、この点をめぐって論じたものであるが、信緝が文久二年四月晦日に謹慎を解かれて以降山陵修補事業に取り組むようになるまでの経緯を、拙稿に引いた『縣信緝手記』からみることにし

たい。次の通りである。

文久二年五月十四日

家老間瀬和三郎より宇都宮藩の方途について「天朝ノ為ニ一藩応分ノ実効ヲ立テ、幕府ニ忠誠ノ心力ヲ尽シ、勤王翼幕ノ事業ヲ興サバ、戸田家ノ湮滅ハ防グニ足ラム」などと意見を求められる。

同月二十日

間瀬和三郎に「今也朝廷ノ御為、閩藩勤王ニ心力ヲ尽シ、幕府ヲ輔翼ノ一端ニ臣タル功ヲ立テ、藩主忠義ノ勲功ヲ永ク世間ニ顕ハスベキハ、山陵修理ノ一事ニ在リ」と、宇都宮藩が山陵修補に取り組むべきであることを力説する。

同月二十五日

間瀬和三郎は「山陵ノ議吾既ニ之ヲ決セリ」と、信緝に山陵修補事業に取り組む決意を披瀝する。<sup>(13)</sup>

この『縣信緝手記』の記述による限り、文久二年五月二十五日までの段階で、実質上宇都宮藩は山陵修補事業を手掛ける決断をしており、しかもその発案者はまさに縣信緝なのである。<sup>(14)</sup>

そうしてみれば、その縣信緝から宇都宮藩士堀小太郎へ、そして勅使大原重徳へと、宇都宮藩による山陵修補事業実施への意思が伝えられ、それが一橋慶喜・松平慶永への「山陵御取建」（史料Ⅰ『枢密備忘』）なり「山陵御修覆」（史料Ⅱ『再夢紀事』）なりの文言として結実したという見方も、確かに大きな可能性としてあり得る。

だとすれば、文久二年七月二十三日の重徳と慶喜・慶永との会談における山陵をめぐる話題は、和宮降嫁にまつわる仁孝天皇陵をめ

ぐる事柄を中軸に据えつつも、後の文久の修陵に直接繋がるような事柄についての含みをも孕むものであったとみることができるのである。

### おわりに

本稿は、文久二年七月二十三日の勅使大原重徳と将軍後見職一橋慶喜・政事総裁職松平慶永との会談において、重徳の側から述べられた「山陵御取建御代拝等之義」（史料Ⅰ『枢密備忘』）、また「山陵御修覆御代拝等之義」（史料Ⅱ『再夢紀事』）について検討を加えたものである。

つまり、この重徳による「山陵御取建御代拝等之義」なり「山陵御修覆御代拝等之義」との文言は、ひとつには、和宮降嫁一件をめぐって朝幕間の懸案となった和宮の仁孝天皇十七回忌に際しての上洛と同陵への参拝との関連で捉えることができ、またひとつには、同年閏八月八日に宇都宮藩主戸田忠恕によって幕府に提出された「山陵修補の建白」、つまり文久の修陵との関連で捉えることができるのである。

敢えていえば、この両者のいずれにも含みをもたせて解され得る所に、重徳が慶喜・慶永に「山陵御取建御代拝等之義」なり「山陵御修覆御代拝等之義」なりを持ち出したことの真意があるとみることもできるのである。

しかしいずれにしても、史料の上で確認できることは本稿でみた範囲の限りである。本稿で取り上げた大平論文のいうように、「山陵修補の建白」直前の宇都宮藩の動向が、江戸の薩摩藩邸や勅使大

原重徳と緊密な関係を持っていたのは事実である。とはいえずでにみたように、史料の上で跡づけることができるこの間の事態の推移は極めて限定されたものである。しかも、和宮の処遇如何は、まぎれもなく幕府が対朝廷政策の一環として抱えた最も大きな課題のひとつであり、山陵修補事業も宇都宮藩にとつてまさに命運を賭けた大事業である。そうであればこそ、これらの事柄に関して今日まで伝えられてきた史料が断片的なものであることも、それなりの理由があるものとして考えなくてはならない。

本稿で展開し得た議論は、文久二年七月二十三日になされた慶喜・慶永との会談における重徳の発言の内山陵にかかわる問題に限って、今日眼にすることができるといえる史料に基づいて述べ得る事柄を取り上げたに過ぎない。あるいは、幕末政治史を俯瞰する視点に欠けた議論であつたかも知れない。しかし、この件について、学問上の手続きを経て明らかにされ得る事柄と、その上で推察される事柄とは、はっきりと区別して考えられなくてはならないのも確かである。

註

- (1) 拙稿「文久の修陵の発端をめぐる言説について」(調布学園短期大学『調布日本文化』第十二号、平成十四年三月)。
- (2) 『天皇陵の近代史』十六頁。
- (3) 『孝明天皇紀』第三、四二九頁。武部『和宮』も五十三頁で概要を引用。
- (4) 以上は『孝明天皇紀』各日条。
- (5) 武部『和宮』五十六〜九頁。

- (6) 武部『和宮』七〇〜八十五頁。
- (7) 『岩倉公実記(上巻)』(昭和四十三年、原書房明治百年叢書第六十六卷)四百七十八〜九頁。武部『和宮』も八十八〜九頁で引用。
- (8) 武部『和宮』九十六〜七頁。
- (9) 大平「公武合体運動と文久の修陵」八十三頁。
- (10) 大平「公武合体運動と文久の修陵」八十三〜四頁。
- (11) 大平論文八十一頁。
- (12) 註(1)参照。
- (13) 拙稿「文久の修陵の発端をめぐる言説について」五十七〜六十頁。
- (14) 註(1)参照。